

令和8年

- 第6回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和 8 年第 6 回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 2 5 日 (月)

午後 2 時 5 4 分

場 所 教育庁舎 3 階第 1 会議室

開 会

日程第 1 第 5 回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 報告第 1 号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

日程第 4 議案第 2 9 号 藤岡市社会教育委員の委嘱について

日程第 5 議案第 3 0 号 藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について

日程第 6 議案第 3 1 号 藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

日程第 7 議案第 3 2 号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	岸 正 博 君	教育長職務代理者	貫井 真由美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君	委 員	岩 井 剛 君
委 員	藤 田 恵 子 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	高 橋 一 人 君	教育総務課教育総務係長	
			田 村 淳 和 君
学校教育課長	佐 藤 淳 君	生涯学習課長	塚 本 健 次 君
文化財保護課長	井 上 勉 君	スポーツ課長	神 保 歩 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君		

・事務局職員出席者

書 記	小 島 治
-----	-------

会 議 の 概 要

開会 14時54分

開 会

教 育 長（岸正博君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただいまより令和8年第6回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、小島書記を指名します。

日程第1 第5回定例会の議事録の承認

教 育 長（岸正博君）日程第1、第5回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）第5回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）第5回定例会の議事録は承認されました。

日程第2 教育長の諸報告

教 育 長（岸正博君）日程第2、教育長の諸報告についてですが、私から報告します。

最初に教育総務課です。

学校体育館へ空調設備を設置する工事ですが、4月中に競争入札を執行して請負業者が決定いたしました。今後は、学校及び請負業者と適宜協議を行いながら事故のないように安全に工事を進めてまいります。

小学校の水泳学習を市民プールへ移行して行う事業は4年目に入り、今年度は小野小学校が移行しました。令和9年度に鬼石北小学校と鬼石小学校が移行すると全小学校の移行が完了します。今年度も引き続き、市民プール及び学校との連絡を密にして事故のないよう進めてまいります。

次に学校教育課です。

5月1日から年度始訪問を開始し、本日で全15校が終わりました。各校長からは、

小中一貫校としてのE S Dで未来を創るための教育方針やカリキュラムマネジメントを意識した教育課程や授業改善の方策、ユネスコスクール、コミュニティ・スクールの充実等に向けた取組の説明を聞きました。また、授業参観では、転入者や新採用者を含め、本市の授業スタンダードを踏まえた児童生徒主体の授業づくりについて確認をしました。

5月14日にカナダホームステイ派遣生徒抽選会と第1回説明会を開催しました。今年度は藤岡市の生徒がリジャイナを訪問する年で、25名募集で29名応募がありました。8月2日から12日までカナダのリジャイナ市を訪問します。

5月24日から西中学校、北中学校が2泊3日で京都・奈良方面、20日、21日の1泊2日で藤岡第二小学校が鎌倉・東京方面へそれぞれ修学旅行を実施しています。

次に生涯学習課です。

5月8日に藤岡地方ユネスコ協会、5月16日に小中学校PTA連合会の総会がそれぞれ開催され、令和7年度の事業報告や決算報告及び令和8年度の事業計画や予算が承認されました。

4月の総合学習センター利用状況は、文化施設利用215団体2,854人、体育施設利用156団体2,011人で、合計371団体4,865人でした。

次に文化財保護課です。

藤岡歴史館の春季企画展を、3月20日から5月17日までの59日間開催して、来場者数の合計は1,771人でした。また藤岡歴史館の敷地内に、平成26年度に復元した竪穴式住居跡につきまして、屋根の葺き替え等補修しながら展示を続けてまいりましたが、屋根材や柱材の腐朽が進み、壁も崩れてきたため、危険防止のため4月から5月にかけて柱と骨組みを解体し、地面に掘った竪穴を埋め戻しました。

世界遺産関係では、高山社跡母屋の修復工事が一時中断しておりますが、このことについて5月19日に県・文化庁とZoomを使用して協議を行いました。

4月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数は、高山社跡452人、藤岡歴史館は899人でした。また、デジタル博物館4月のアクセス数は3,499件でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、5月2日に第47回藤岡市民春季テニス大会、3日に第48回藤岡市民春季弓道大会と第55回藤岡市少年少女ソフトテニス大会、6日・10日の2日間にわたり第43回藤岡市民春季バスケットボール大会一般の部、9日・10日・16日の3日間にわたり第30回藤岡市学童軟式野球大会、10日に第50回藤岡市民陸上競技大会、17日に第35回藤岡市民春季グラウンドゴルフ大会と第27回藤岡市民バウンドテニス大会、24日に第49回藤岡市民レディース卓球大会の計9大会が開催され、

延べ1, 126人が参加しました。

教室関係では、8日に親子バドミントン教室、12日に初心者テニス教室、13日にジュニアサッカー教室、19日に弓道教室の計4教室が開講し、4月から継続している7教室とあわせて、延べ335人が参加しております。

最後に学校給食センターです。

4月24日に開催しました令和8年度第1回給食指導委員会では、令和8年4月1日付けで異動となった委員の後任として、新たに9名へ委嘱状の交付を行いました。給食指導委員会は、学校給食の適正かつ充実を図るために調査研究をすることが任務です。アレルギーを持つ児童生徒数、さらにアレルゲンの種類も年々増えていますので、学校給食センターで使用する食材に含まれるアレルゲンを記載したアレルギー詳細献立を正しく活用していただけるよう、受配校での活用状況などを基に今年度の委員会で継続して調査研究を行います。

市外の小中学校に通学している児童生徒67名の保護者へ、令和8年度の学校給食費補助金申請に関するご案内を、本日5月25日に発送しました。電子申請による受付を令和9年3月1日まで実施します。

以上、教育長報告といたします。

教 育 長（岸正博君）ただいまの諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。
委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

日程第3 報告第1号 事務の臨時代理の承認を求めること について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第3、報告第1号、事務の臨時代理の承認を求めること
について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）報告第1号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育支援委員会は、藤岡市における心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学に向けた支援を行うことを目的としております。

藤岡市教育支援委員会規則では、第3条第2項に、委員は医師・教育職員・児童福祉施設職員・保健師・学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するとあります。

また、第4条には、委員の任期は2年、委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすると規定されています。

今回の委員の委嘱につきましては、昨年度末人事異動に伴い5名が欠員となったため、5名の補欠委員を委嘱するものです。

表をご覧ください。①は、小野小学校校長です。②は、鬼石中学校校長です。③は、西部児童相談所職員です。④は、子育て応援課職員で昨年度は学校教育課の指導主事でした。⑤は、鬼石北小学校の特別支援学級担任として勤務しております。

教育支援委員会委員は、藤岡市教育支援委員会規則第3条第2項の規定により、教育委員会が委嘱することとされており、本来であれば令和8年4月教育委員会定例会に議案として提出すべきでしたが、推薦者の決定が4月定例会後となり、令和8年5月21日の第1回教育支援委員会に向けて教育委員会の会議を開くいとまがありませんでした。

つきましては、下記の被推薦者5名を藤岡市教育支援委員会委員に委嘱することについて、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、教育長による事務の臨時代理にて対応させていただきました。

教 育 長（岸正博君）ただいま、事務局より報告第1号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

報告第1号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、報告第1号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第29号 藤岡市社会教育委員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第4、議案第29号、藤岡市社会教育委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第29号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項及び藤岡市社会教育委員設置条例第2条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することと定められております。委員の任期は2年で、令和9年3月31日までとなっておりますが、

本年度、各種団体の委員が一部変更になりましたので、それぞれ後任の方々4名を前任者の残任期間を委嘱するものであります。

教 育 長（岸正博君）ただいま、事務局より議案第29号について説明がありました。ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第29号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第29号、藤岡市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第30号 藤岡市人権教育集会所運営委員会 委員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第5、議案第30号、藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第30号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市には現在、駒形、中原、外ノ平、上大塚東組の4ヶ所の人権教育集会所がございます。人権教育集会所におきましては、地域の方々の心のふれあい、また文化・教養の向上を目指して、生け花、茶道、書道、歌唱等の教室を1年間通して実施しております。

各人権教育集会所には、藤岡市人権教育集会所運営委員会要綱第1条に基づき運営委員会を設置することが定められており、委員の構成は、同要綱第4条により社会教育関係、小中学校関係、社会教育関係団体代表者、学識経験者、地区代表者の中から25名以内としており、教育委員会が委嘱することが定められています。

委員の任期は2年で、令和9年3月31日までとなっておりますが、本年度地区役員や各種団体の委員が一部変更しましたので、それぞれ後任の方々を、駒形7名、中原2名、外ノ平2名、上大塚東組14名を前任者の残任期間、委嘱したいと考えております。教 育 長（岸正博君）ただいま、事務局より議案第30号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 30 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、藤岡市人権教育集会所運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 31 号 藤岡市青少年センター運営協議会 委員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第 6、議案第 31 号、藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第 31 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）青少年センター運営協議会は、藤岡市青少年センター設置条例第 5 条に設置することが定められており、同条例第 6 条及び同条例施行規則第 4 条に、関係行政機関の職員並びに学識経験者の中から 12 名以内の委員を教育委員会が委嘱することが定められております。

任期は 2 年で、現在の委員の任期は令和 8 年 6 月 30 日までとなっておりますが、本年度の教職員等の人事異動や推薦を依頼している各種団体の異動等により、委員が一部変更となりましたので、それぞれ後任の 7 名を前任者の残任期間、委嘱するものです。

教 育 長（岸正博君）ただいま、事務局より議案第 31 号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 31 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第 31 号、藤岡市青少年センター運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 7 議案第 3 2 号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第 7、議案第 3 2 号、藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第 3 2 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校給食センター運営委員会は、藤岡市学校給食センター設置条例第 7 条により学校給食の適正かつ円滑な運営を図るために設置されており、教育長の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議する機関です。同条例第 8 条により、委員は 2 0 名以内とし、小中学校長、小中学校 P T A 代表、知識経験者から教育委員会が委嘱することとなっています。

現在の委員の任期は、令和 8 年 5 月 3 1 日で満了となることから、新たに委員を委嘱する必要があります。

つきましては、小中学校長 1 5 名と、小中学校 P T A 連合会より 2 名、知識経験者 2 名、合計 1 9 名の委嘱について議決を求めるものであります。

なお任期は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日までの 2 年間となります。

教 育 長（岸正博君）ただいま、事務局より議案第 3 2 号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 3 2 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第 3 2 号、藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

閉 会

教 育 長（岸正博君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 1 5 時 1 5 分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 8 年 6 月 2 9 日

教育長 齊 正博

書記 小島 治